

令和3年度 第1回
長野市社会福祉審議会資料集

令和3年4月21日（水）

第一庁舎 7階 第一・第二委員会室

資 料 一 覧

次第	1 ページ
委員名簿	2 ページ
資料 No 1 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて	3 ページ
資料 No 2 令和4年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について	7 ページ
資料 No 3 長野市子どもの貧困対策計画の策定について	9 ページ

【参考資料】

参考資料 1	社会福祉法（抜粋）	15 ページ
参考資料 2	長野市社会福祉審議会条例	16 ページ
参考資料 3	長野市社会福祉審議会運営要領	20 ページ
参考資料 4	長野市職員名簿	21 ページ

令和3年度 第1回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和3年4月21日（水）
午後1時30分～午後2時30分
場所：長野市役所第一庁舎7階
第一・第二委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 諮問

4 議事

(1) 答申事項

ア 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて
(2 福政第 717 号令和3年1月19日諮問)

(2) 諮問事項

ア 令和4年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

イ 長野市子どもの貧困対策計画の策定について

5 その他

6 閉会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

令和3年4月

選出区分	委員氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	市川 和彦	長野市議会議員	児童福祉	
	小泉 栄正	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	東方 みゆき	長野市議会議員	障害者福祉	
	若林 祥	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長	障害者福祉	
	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	小池 正志	長野県社会福祉士会 事務局長	老人福祉	
	小林 敏枝	松本大学 教授	障害者福祉	
	小林 久男	中条地区住民自治協議会	地域福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水口 崇	信州大学 准教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会長
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	地域福祉 専門分科会 会長
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	近藤 定利	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	副委員長
	重野 美信	長野市放課後子どもプラン館長施設長会 顧問	児童福祉	
	嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員長	地域福祉	
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	横地 克己	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

令和3年4月21日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

長野市社会福祉協議会児童福祉専門分科会
会長 水口 崇

長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直し
について

令和3年1月19日付けで調査・審議を付託されましたこのことについて、
当分科会で慎重に調査・審議をした結果、下記のとおり決定しましたので、
報告します。

記

- 1 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについては、
別紙のとおりです。

長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直し
について

1 結論

- (1) 延長時間の料金体系は、1時間または30分と定める施設の延長時間による区分から、30分ごとの利用した時間による区分に見直す。
- (2) 延長時間の利用料金は、登録児童一人につき30分当たり月額500円に見直す。
- (3) 延長時間の料金体系の見直し及び利用料金の改定の時期は、令和4年の4月とする。

2 審議経過

本分科会では、長野市放課後子ども総合プランの延長時間の利用者負担の見直しについて、大きく4点に分けて審議を行った。上記の結論に至った審議経過は、次のとおりである。

(1) 延長時間の料金体系について

現在、放課後子ども総合プラン事業の延長時間の利用料金は、児童一人につき、30分延長を実施する施設では月額350円、1時間延長を実施する施設では月額700円と、施設ごとに利用者全てが一律の設定となっている。このため、1時間延長を実施する施設では、30分のみ利用する場合でも700円を負担する設定となる。

令和2年度時点で1時間延長を実施する施設は90施設中4施設のみであることから、市では保護者からの要望に応え、今後、延長時間を1時間とする施設の拡大を図るとしているが、現行の料金体系では、施設の延長時間を1時間とした場合、30分のみ利用を希望する利用者にとっては、負担が増すことになる。その結果、制度が利用しにくくなることを見込まれることや、負担の公平感の観点から、利用する時間に応じた30分単位の料金体系に見直すことが必要という考え方で一致した。

(2) 延長時間の利用料金の引上げについて

延長時間に係る運営コストは令和元年度決算ベースで一人30分当たり月

額2,112円であるが、現行の利用料金は月額350円となっている。この利用料金については、平成24年度に導入されて以降改定されておらず、コストとの乖離が大きくなっている。

引き続き延長時間のサービスを安定的に実施するとともに、延長時間の利用者と利用しない場合との負担の公平性を確保するという観点から、利用料金は引上げが必要という考え方で一致した。

(3) 延長時間の利用料金の金額について

長野市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、児童館の利用者負担割合は運営コストの50%とされており、このため、利用者が負担すべき利用料金は令和元年度決算ベースでの一人30分当たり月額運営コスト2,112円の50%に当たる1,056円となる。

一方、同基準では急激な負担増加とならないよう激変緩和措置が設けられており、適用した場合の引上げの上限額は、現行の負担割合の2分の1とされている。この場合、利用者が負担する利用料金は、現行の料金の2分の1である175円を引き上げた、月額525円が上限額となる。

延長時間の利用料金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現在の経済・社会状況と、放課後の児童の居場所という本事業の福祉サービスとしての面、さらに、利用者にとっての金額単位の分かりやすさという観点から、30分当たり月額500円とするのが適当とする意見があり、これを結論とした。

(4) 料金体系の見直し及び延長時間の利用料金の改定の時期について

延長時間の料金体系の見直し及び利用料金の改定の時期については、負担の不公平感の是正を考慮するならば早期に見直すべきであり、年度途中の令和3年10月とすべきであるとの意見があった。また、年度途中に利用料金の改定を行うことで、利用者がサービスの内容を考える機会にできるのではないかとの意見もあった。

一方で、利用者へ料金改定を直接説明する施設現場では、利用者に対する十分な周知期間の確保や料金改定に伴う事務処理の混乱を避ける観点から、年度途中ではなく学年の切替え時が良いとの意見があった。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による各家庭への経済的な影響が厳しい中で、年度内の利用料金の引上げは好ましくないとの意見もあった。

これらの意見を踏まえ議論した結果、学年の切替え時に当たる令和4年4月とすることが適当と総合的に判断した。

なお、その他として、放課後子ども総合プランの通常時間の利用料金については、平成30年度の利用者負担の導入後、既に3年が経過し、見直しの時期を迎えるところであるが、令和元年東日本台風災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大による経済面への影響を考慮し、現時点では見直しの検討は行われていない。

サービスの充実に伴って利用料金を見直す場合には、そのサービスを確実に実施した上で引上げについて利用者の理解を求めるべきであるとの意見があったことから、十分に考慮されたい。

令和4年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和3年4月21日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

(1) 平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

(2) 平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

(3) 平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
 - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

(4) 令和元年度以降

保育所等保育料を据え置き

4 令和4年度の保育料（利用者負担）について

本年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。

本市における来年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

令和3年度保育料基準額表

単位:円

資料2-2

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

多
子
カ
ウ
ン
ト
3
年
生
以
下
有
り

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定 義	保育料(月額)																					
		3歳以上児						3歳未満児															
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間												
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降										
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
有
り
(小
学
校
就
学
前)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	所得割課税額 市町村民税 77,100円以下の世帯	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)																					
		3歳以上児						3歳未満児															
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間												
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降										
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得割課税額 市町村民税 48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 1 対 象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 2 軽 減 額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん : 保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん : 月額6,000円の軽減となります。
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

子どもの貧困対策計画の策定について

こども未来部子育て支援課

1 子どもの貧困対策に向けた国の状況について

国では、明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることはあってはならない、との決意の下、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、法律や大綱を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしている。

○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)の制定

- ・子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
- ・令和元年度の一部改正により、貧困対策計画の策定を市町村の努力義務化とする。

○「子供の貧困対策に関する大綱」の策定(法第8条関係)

- ・子どもの貧困対策を総合的に推進するため、基本的な方針、貧困に関する指標や改善に向けた重点施策などが定められた。

貧困に関する39指標の一例・・・貧困率

2019年(2018年)国民生活基礎調査結果(R2. 7. 17厚生労働省公表)

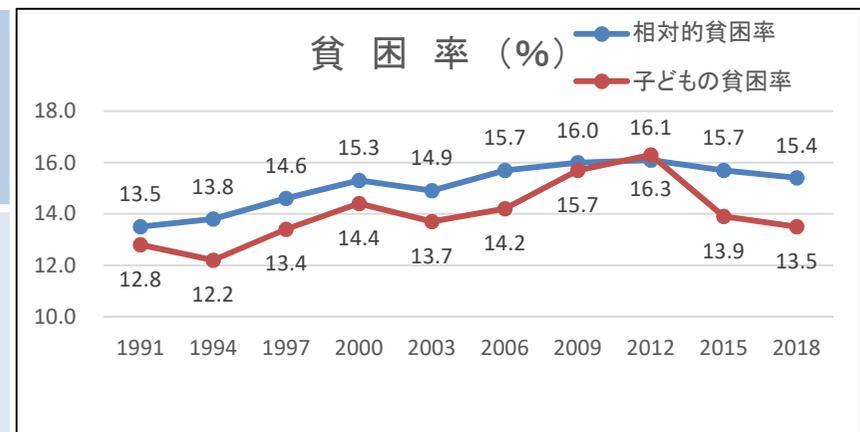
相対的貧困率 15.4% 子どもの貧困率 13.5%

※子どもの7人に1人が貧困状態にあるといわれている

相対的貧困

等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分を下回る所得しか得ていない状況のこと。

※可処分所得…収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入



2 子どもの貧困対策計画策定について

(1) 子どもの貧困対策計画策定の目的及び趣旨

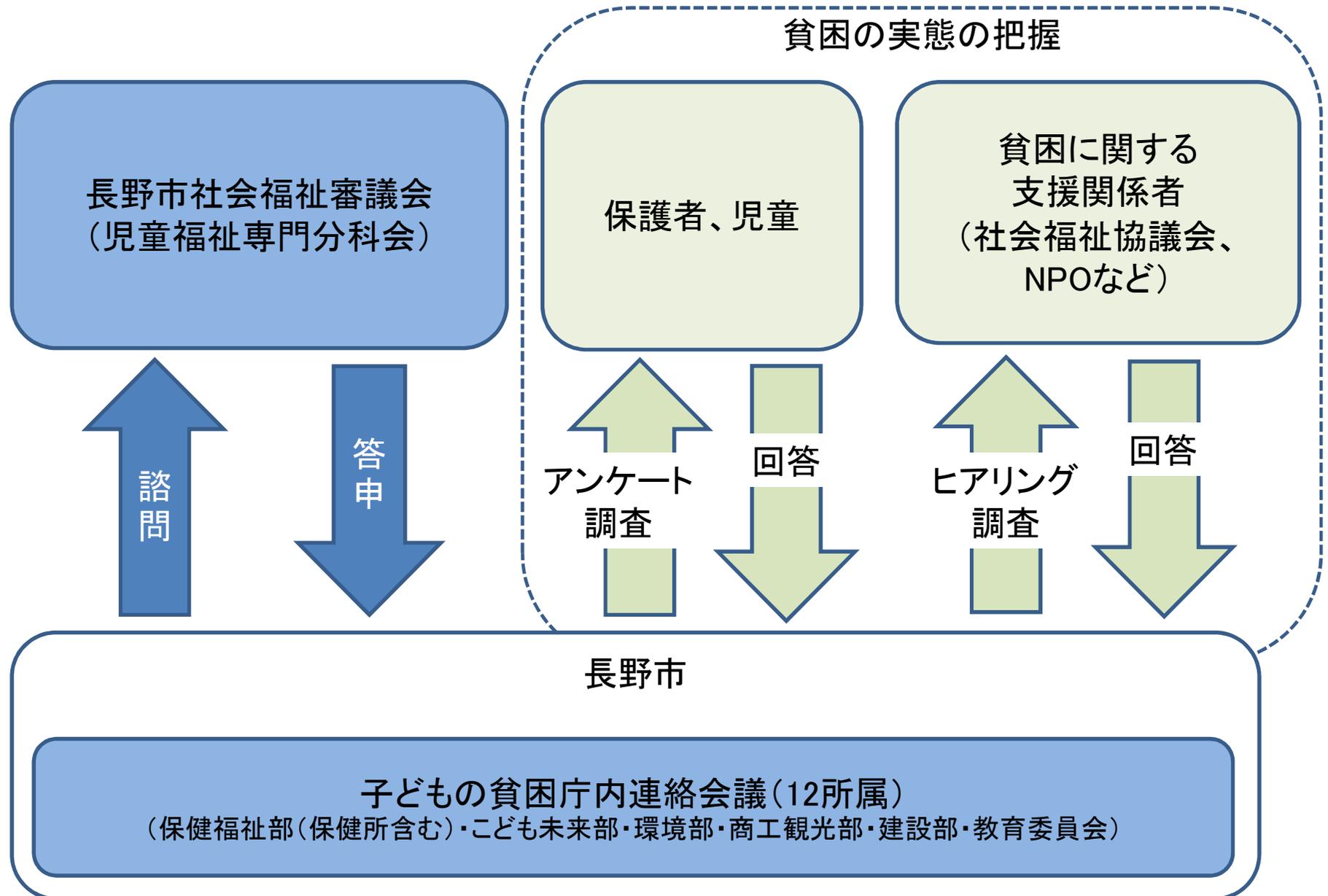
- ・子どもの貧困対策法では、貧困の連鎖によって、子どもたちの現在及び将来がその生まれた環境に左右されることがないように、必要な環境整備を行うことが求められている。
- ・本市では、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症などによる、子どもへの影響が懸念される。
- ・子どもの貧困の解消に向け、「子供の貧困対策に関する大綱」に沿った施策を体系的に推進していくため、計画を策定する。

(2) 策定スケジュール 令和3年度～令和4年度(2か年)

年度	項目	内容
令和3年度	基礎調査業務 (貧困の実態把握)	<ul style="list-style-type: none">・長野市の特殊事情も考慮した子どもの生活状況に関するアンケート調査（保護者、児童を対象）・支援関係者のヒアリング調査（支援者の視点から、生活困難に陥ってしまう背景や、今後求められる方策等の把握）・基礎調査結果報告書の作成・基本理念（案）等取組姿勢の方向付け
令和4年度	計画策定	<ul style="list-style-type: none">・計画案の作成・パブリックコメント実施・（3月）計画を決定
令和5年度	計画施行	<ul style="list-style-type: none">・（4月）計画施行

(3) 計画期間 令和5年度～令和9年度(5か年)

(4) 計画の策定体制



3 (仮称)長野市子どもの貧困対策計画(計画の骨子案)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」に沿った施策を体系的に推進していくため、本市の対策計画を策定する。

章	項目	主な内容
1	計画策定にあたって	・計画策定の趣旨 ・計画の位置づけ ・計画期間
2	子どもの貧困の現状と課題	・貧困の現状 ・貧困の課題
3	基本計画	・計画の体系 ・基本理念 ・基本方針
4	重点施策	・市内12所属34事業(R3. 4現在)(①～④は大綱に沿った施策項目)
	①教育の支援	・生活困窮者学習支援事業【保健福祉部】 ・子どもの生活・学習支援事業【こども未来部】 ・要保護、準要保護児童生徒援助【保健福祉部、教育委員会】等
	②生活の安定に資するための支援	・自立相談支援事業【保健福祉部】 ・母子・父子自立支援員配置(ワストップ相談会)【こども未来部】 ・要支援母子栄養食品支給事業【保健福祉部】 ・フードドライブの共催【環境部】等
	③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	・母子家庭等自立促進対策(高等職業訓練促進給付金等)【こども未来部】 ・生活保護受給者等就労自立促進事業【保健福祉部】 ・トライアル雇用者常用雇用促進奨励金【商工観光部】等
	④経済的支援	・生活保護(教育扶助)、福祉医療制度【保健福祉部】 ・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭児童高校通学費援護金支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金【こども未来部】等
5	計画の推進体制	・計画の推進 ・計画の進行管理

4 計画策定に向けたスケジュール

	R3年度【基礎調査】												R4年度【計画策定】												R5年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
実態・市民意見の把握	→				→	→		→													計画施行				
関係者意見の把握																									
社会福祉審議会 児童福祉専門 分科会 (長野市版子ども 子育て会議)	<p>※【国】試行調査 自治体を実施する調査の参考とするため 実施されるもの R2.9月: 試行調査設計の確定 R3年1月: 調査票の配布・回収 R3年3月: 調査結果(単純集計)</p>																								
社会福祉審議会 本会	● 諮問 (分科会へ付託)																								
庁内連絡会議	●																								
庁議(部長会議)	●																								
議会 政策説明会	●																								
福祉環境 委員会	● 計画策定について												● 市民アンケート、支援者ヒアリング等 基礎調査結果について												
広報(記者会見)													● 計画素案・パブコメ 実施について												

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	中 澤 和 彦	
こども未来部長	日 台 和 子	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	佐 藤 正 修	
保健福祉部生活支援課長	塚 田 昌 史	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	石 坂 真	
保健福祉部地域包括ケア推進課	長 岩 尚 寿	
保健福祉部介護保険課長	峯 村 八 郎	
保健福祉部障害福祉課長	穂 苺 修 利	
こども未来部次長兼こども政策課長	花 立 勝 広	
こども未来部子育て支援課長	河 西 公 志	
こども未来部保育・幼稚園課長	島 田 み ち 代	
保健福祉部保健所副所長兼総務課長	今 井 剛	
保健福祉部保健所健康課長	峯 村 賢	